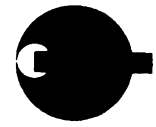


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

## 目次

ページ

○都市計画の案の縦覧(都市計画課)	一	所の変更等の届出(障害福祉課)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定(障害福祉課)	一	○開発行為に関する工事の完了(建築課)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者からの事業	二	○右同	二
		○公安委員会告示	三
		○指定講習機関からの代表者変更の届出	三
		○運転免許取得者教育を行う者からの代表者変更の届出	三

## 告示

奈良県告示第百三十九号

大和都市計画用途地域を変更するため、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月十六日

一 変更に係る都市計画の種類及び名称  
大和都市計画用途地域

奈良県知事 荒井正吾

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域  
一 奈良市あやめ池北一丁目及び二丁目の各一部  
三 都市計画の案の縦覧場所  
奈良県土木部都市計画課及び奈良市都市整備部都市計画課  
四 縦覧期間  
平成十九年十月十六日(火)から同月三十日(火)まで  
五 意見書の提出要領  
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事あてとし、奈良県土木部都市計画課に平成十九年十月三十日(火)までに必着するよう提出すること。

## 公告

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項又は第三十二条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十九年十月十六日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類又は相談支援事業者の別	指定年月

社会福祉法人こぶしの会	奈良市古市町五二九一四	コミュニケーションワークセンターから	奈良市古市町五二九一四	就労移行支援(一般型)	平成十九年十月一日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二九	ニチイケアセンター大和四太寺	奈良市菅原町一六六一	居宅介護 重度訪問介護	平成十九年十月一日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二九	ニチイケアセンター奈良	奈良市大宮町二二三五	居宅介護 重度訪問介護	平成十九年十月一日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二九	ニチイケアセンター田	磯城郡田原本町唐古五八	居宅介護 重度訪問介護	平成十九年十月一日
社会福祉法人大和郡山育成福祉会	大和郡山市矢田町大谷三八二	ひかり園	大和郡山市矢田町大谷三八二	生活介護 就労移行支援(一般型)	平成十九年十月一日
社会福祉法人ふきのとう	天理市柳本町二〇三六一	障害者支援センターふきのとう	天理市柳本町二〇三六一	自立訓練(生活訓練) 就労移行支援(一般型)	平成十九年十月一日

社会福祉法人三寿福祉会	五條市住川町一 一六三一二	旭	五條市住川町 一一七五	就労継続支援(B型)	平成十九年十月一日
社会福祉法人三寿福祉会	五條市住川町一 一六三一二	障害者支援施設つわぶき苑	五條市住川町 一一六三一二	生活介護施設入所支援	平成十九年十月一日
株式会社くら	生駒郡三郷町立野南二二四一 一二	在宅ケアサービスさくら	北葛城郡河合町穴園二〇七	居宅介護重度訪問介護	平成十九年十月一日
有限会社ほえみ	高市郡高取町下子島三五〇	有限会社ほえみ	高市郡高取町下子島三五〇	行動援護	平成十九年十月一日
特定非営利活動法人八木一男福祉会	宇陀市菟田野区岩崎三三八一六	八木一男福祉会居宅介護事業所に ここに	宇陀市菟田野区岩崎三三八一六	行動援護	平成十九年十月一日

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。  
平成十九年十月十六日

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二九	(変更前) アイリスケアセンター 天理 (変更後) ニチイケアセンター天理	天理市川原城町三〇三一二 山本ビル二階	居宅介護 重度訪問介護	平成十九年四月一日
有限会社志保	生駒郡斑鳩町龍田二二二二	有限会社志保	(変更前) 生駒郡斑鳩町龍田二二二二 (変更後) 生駒郡三郷町美松ヶ丘西一三二一六	居宅介護 重度訪問介護	平成十九年八月一日
有限会社てるてる	北葛城郡王寺町太子一五一一	介護センターてるてる	(変更前) 北葛城郡王寺町太子三一九 (変更後) 北葛城郡王寺〇〇一五八	居宅介護 重度訪問介護	平成十九年八月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

町太子三一  
一九二階

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。  
平成十九年十月十六日  
奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号  
平成十九年七月二十日第八〇一五六号

二 検査済証番号  
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月五日第六七八二号

三 開発区域に含まれる地域  
香芝市高山台一丁目三番地ノ一、三番地ノ二、三番地ノ三、三番地ノ四、三番地ノ五、三番地ノ六、三番地ノ七、三番地ノ八、三番地ノ九及び三番地ノ一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北葛城郡王寺町王寺三丁目六番二号  
積水ハウス株式会社やまと支店 支店長 中上鉄也

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。  
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。  
平成十九年十月十六日  
奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号  
平成十九年八月十三日高士第一九一一号

二 検査済証番号  
平成十九年九月二十日高士第六八九号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市真美ヶ丘五丁目五番地ノ三及び五番地ノ一九  
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 大阪府枚方市西船橋二丁目五六番地ノ六  
 崎田宣路

一 許可番号

平成十九年八月十七日高士第一九一二号  
 平成十九年九月十三日高士第一九一三二号

二 検査済証番号

平成十九年十月一日高士第六九〇号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町馬見中五丁目一番地ノ七、一番地ノ八及び一番地ノ一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字正相二五番地  
松田孝

公安委員会告示

奈良県公安委員会告示第111号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から代表者の氏名の変更について届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年10月16日

奈良県公安委員会  
 委員長 永田 正利

指定講習機関の氏名又は名称	特定講習を行う事務所の名称	代表者の氏名		変更年月日
		変更前	変更後	

奈良交通株式会社	奈良交通自動車教習所	坂本 成彦	中村 憲児	平成19年6月21日
----------	------------	-------	-------	------------

奈良県公安委員会告示第112号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から代表者の氏名の変更について届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年10月16日

奈良県公安委員会  
 委員長 永田 正利

運転免許取得者教育を行う者の氏名又は名称	運転免許取得者教育に使用する施設の名	代表者の氏名		変更年月日
		変更前	変更後	
奈良交通株式会社	奈良交通自動車教習所	坂本 成彦	中村 憲児	平成19年6月21日

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七三三代

本誌は再生紙を使用しています。